

山形市居住支援協議会（仮称）の設置について

1 設置趣旨

住宅セーフティネット法『住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律』に基づき、自治体、宅建業者、賃貸住宅管理業者、家賃債務保証業者、居住支援を行う団体等により組織し、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人、その他住宅の確保に特に配慮を要する者(住宅確保要配慮者)が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう推進する。

福祉政策、住宅政策を担う行政と事業者の関係者が情報を共有することで、要配慮者のニーズ把握と効果的な支援を行う。

2 構成団体（案）6名+行政

行政・業界団体・当事者支援組織等が三位一体で取り組むことを念頭に連携を図るため、構成団体等については別紙案のとおりとし、事務局については、長寿支援課（福祉関係）及び管理住宅課（住宅関係）に置くものとする。

3 実施予定事業

- (1) 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること
- (2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること（住宅相談サービスの実施、契約手続きのサポート等）
- (3) 住宅確保要配慮者の円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関すること（住宅確保要配慮者の入居受入れに関するセミナーやアンケートの実施等）
- (4) その他目的達成のために必要な事業

4 スケジュール

令和4年	4月27日	担当係長会議
	6月2日	担当部課長会議
	9月29日	第1回山形市居住支援協議会設立準備会
	10月下旬	居住支援協議会(案)策定後、山形県へ意見聴取
	12月	第2回山形市居住支援協議会設立準備会
令和5年	2月	第1回山形市居住支援協議会
		事務局：福祉関係：長寿支援課
		住宅関係：管理住宅課

(案)

山形市居住支援協議会設立準備会(協議会)

区 分	団体名
住宅・不動産等関係団体 (3)	公益社団法人山形県宅地建物取引業協会
	山形県すまい・まちづくり公社
	居住支援法人株式会社ダンケ
福祉・生活支援等団体 (3)	山形市社会福祉協議会
	一般社団法人山形県地域包括支援センター等協議会
	山形市障がい者自立支援協議会
市関係課等(12)	総務部国際交流センター
	総務部防災対策課
	企画調整部企画調整課
	企画調整部男女共同参画センター
	市民生活部市民課
	福祉推進部生活福祉課
	福祉推進部長寿支援課
	福祉推進部障がい福祉課
	こども未来部こども未来課
	こども未来部こども家庭支援課
	商工観光部雇用創出課
	まちづくり政策部管理住宅課